

平成30年度 文部科学省

「広域通信制高等学校における教育の質の確保
のための研究開発事業」委託事業

広域通信制高等学校に対する

第三者評価の在り方の研究

【初年度 中間報告】

通信制高等学校評価研究会

はじめに

教育再生実行会議第十一次提言、中間報告によれば、「2. 新時代に対応した高等学校改革」(3) 定時制・通信制課程の在り方において、「広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上」を示しているところである。

私たち「通信制高等学校評価研究会」は、文部科学省の「広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業」の一環として、通信制高校における第三者評価の実現へ向け、研究を重ね、広域通信制高等学校 2 校における第三者評価の施行を実施するところまで取り組んできた。

また、「大学基準協会」や、「私立専門学校等評価研究機構」を訪ね、多くの示唆をいただく等、より客観性のある第三者評価を確立すべく「評価機関」としての先達に率直に教えを乞うてきた。機関によっては、数度の訪問を行い、詳細にわたる指導助言をいただいていた。改めてそのご厚意に心から感謝したい。

この間、会員の皆さんは、ほぼ隔週の研究会に参加いただき、第三者評価の在り方から検討を進め、評価の視点を体系的に示すために、大項目としての「評価項目」、中項目としての「評価基準」、そしてより詳細な「評価の視点」を定めたところである。

当然ながら、第三者評価事業は、被評価者ともいべき評価を受諾する通信制高校の存在を前提とする事業である。その意味で、会員校の校内における教職員も含めた先生方や学校経営者のご理解を得ることが求められる。ぜひとも、多くの会員校に参加を願い、第三者評価機構の発足前にこそ本研究会の趣旨を理解いただくことが必要となる。そのために、来年度は、私たちの研究成果をより多くの高校に広報し、研究会参加をお願いし、多様なご意見を受けながら、第三者評価の在りようについての検討をより詳細に、より深く行い、多角的視点からの議論をしていく。

今年度の本研究会の会員募集には、初年度にもかかわらず、多くの高校に参加いただいた。また、設置団体も多様であり、学校法人立はもちろんのこと、学校設置団体立からも参加をいただき、ほぼ全国からの参加をいただいた。広域通信制に限らず、狭域通信制からの参加もあり、その経営主体による通信制教育に関するとらえ方や教育手法の独自性等、新たに目を開かせる議論もしばしばであった。

次年度は、圧倒的に参加者を増やし、教育への考え方の視点、生徒のとらえ方等、今年度の研究成果をもとに、より多様な視点で研究を深めるとともに、第三者評価による審査が、高等学校通信制の発展につながり、なによりも通信制高校における生徒が、より充実した高校教育を送るために、本研究を充実させて行きたい。

目 次

はじめに

I 事業計画 4

II 調査・研究 8

1 研究経過 8

- (1) 第1回研究会
- (2) 第三者評価先進団体訪問・情報収集
- (3) 第2回研究会
- (4) これまでに確認されている事（平成30年9月8日現在）
- (5) 評価項目等の打ち合わせ
- (6) 第3回研究会
- (7) 第4回研究会
- (8) 第5回研究会
- (9) 第6回研究会
- (10) 全国高等学校通信制教育研究会第2回理事会で経過報告
- (11) 通信制高等学校評価研究会総会

2 研究の成果 16

- (1) 評価項目・自己評価報告書等
 - ① 評価項目
 - ② 評価基準
 - ③ 評価の視点
 - ④ 評価の視点詳細
 - ⑤ 自己評価報告書
 - ⑥ 「自己評価報告書」の記入の仕方
 - ⑦ 自己評価報告書添付資料
- (2) 第三者評価関係の規定
 - ① 第三者評価規定
 - ② 第三者評価審査の手順
 - ③ 第三者評価と第三者評価報告書
 - ④ 異議申立書と異議申立事項
 - ⑤ 認定証

3	第三者評価の試行	19
	(1) 第三者評価(試行)実施要項	
	(2) 第三者評価(試行)の実施	
	(3) 第三者評価(試行)報告書	
4	試行を通して出された意見	21
III	今後の課題	22
IV	資料編	23
資料1	概要図	24
資料2	組織図	25
資料3	評価項目・評価基準・評価の視点	26
資料4	評価の視点詳細	32
資料5	学校の概要 フォーマット	33
資料6	自己評価報告書 フォーマット	34
資料7	自己評価報告書添付資料	44
資料8	第三者評価(試行)報告書 フォーマット	46
資料9	異議申立書 フォーマット	50
資料10	異議申立事項 フォーマット	51
資料11	認定証 フォーマット	52
資料12	第三者評価(試行)申込書 フォーマット	53
資料13	「A 高等学校」第三者評価(試行)報告書	54
資料14	通信制高等学校評価研究会会員名簿	60

I 事業計画

- 1 団体名 通信制高等学校評価研究会
- 2 代表者職・氏名 会長 賀澤 恵二
- 3 事業名 「広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業」
- 4 調査研究課題名 「広域通信制高等学校に対する第三者評価の在り方の研究」
- 5 調査研究のねらい

「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会」は、審議まとめ(平成26年6月)の中で、「ガイドライン等を踏まえ第三者機関が評価し、その結果について認定・公表等を行う仕組みの創設に向けた検討を進めること…などが必要である。」と述べている。また、広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議は、「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について（審議のまとめ）」(平成29年7月)の中で「第三者評価を取り入れた学校運営改善のPDCAサイクル構築に係る調査研究等を推進していくことが必要である。」と提言している。

一方、通信制高等学校に籍を置く生徒数は年々増加しており、学校基本調査によれば、平成28年度には18万人を超えて、全国の高校生の5%に達している。

そうした状況を踏まえ、広域通信制高等学校に対する第三者評価制度の確立と、それによる教育の質の確保・向上が焦眉の急となっている。

本調査研究では、法令に基づかない通信制高等学校における第三者評価システムの構築を目指し、効果と課題を明確にしたい。

6 調査研究の内容

(1) 調査研究の概要

ウィッツ青山学園高等学校の不適切な「教育活動」が明らかになってから久しい。

その後も、一部の広域通信制高等学校においても学習指導要領から逸脱した教育活動が行われていることが指摘されている。また、各広域通信制高等学校の教育活動が見えにくく、生徒の進路決定の際には、マスメディアやインターネットにおける広告に頼らざるを得ないという声もある。

大学は、学校教育法等により自己評価の実施とその公表、更に、認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。しかし、通信制高等学校は、自己評価は義務づけられ、学校関係者評価の実施は努力義務となっているが、第三者評価は法令上位置づけられていない。

このような状況において、国や所轄庁以外に、第三者が各広域通信制高等学校の教育の質を評価し、各学校の教育環境改善に資するとともに、その結果を広く広域通信制高校への進学を希望する生徒・保護者に周知することが求められる。

このため、通信制高等学校全体の教育の質の向上を図ることを目指しつつ、①評価項目の検討、②試験的な第三者評価の実施、③評価結果の学校運営へのフィードバック、④生徒・保護者に対する情報提供等の研究・開発に取り組み、その結果を分析することにより、広域通信制高等学校に対する第三者評価の仕組みの構築を

目指す。

(資料1 概要図)

- (2) 調査研究の具体的内容・実施方法及び効果測定の方法等本研究では、広域通信制高等学校を対象とした第三者評価の目的を広域通信制高等学校全体の教育の質の向上と生徒・保護者に正確な情報を提供することとして調査・研究を進める。

第三者評価は、「認定機関が、対象校の教育の質を評価する」という響きがある。一方、対象校は「評価される」という思いで受け止める。大学は法令により第三者評価を受ける義務があるが、広域通信制高等学校は義務づけられていない。従って、広域通信制高等学校を対象とした第三者評価機関を設立した場合、審査を申請するか否かは各学校の自主的判断に委ねられる。従って、広域通信制高等学校を対象とした第三者評価機関を設立した時、それが機能する為には多くの学校が認定に意義を認め、自ら受審申請してくることが肝要である。

広域通信制高等学校が第三者評価を受審する際には、自校の内部事情が全て公にされるとか、予想しない事項により「不適」とか「否」などの評価が下されないか、などの不安が生じると推察する。それらの不安を払拭し、審査委員会を信頼し、自校の教育の質の向上に役立つと認識することにより広域通信制高等学校の第三者評価が機能する。

そこで、広域通信制高等学校から受審の意思表示を受けたら、まず評価研究会が各広域通信制高等学校とともに評価項目・評価基準に照らして予備審査を実施し、不十分な箇所があればそれを是正する。認定基準と照らして満足できる状況になったら正式に受審申請を受けて審査・認定する、という仕組みが必要である。受審の意思表示から正式な受審申請までの期間は各広域通信制高等学校の教育環境により異なってくる。

この調査・研究では、そのための評価項目・評価基準、審査委員会の委員の構成と審査の在り方、フィードバックの内容と方法について研究し、その効果と課題を明確にする。

また、生徒・保護者への情報提供については、ホームページを活用し、その効果と課題を確認にするとともに、先進評価機構の方法についても情報収集し方策の資料とする。

- (3) 調査研究計画 (30年度)

- 6月 1 評価項目・評価基準、自己評価シート各案の検討開始
2 広域通信制高等学校100校へ、調査研究への参加呼びかけ
3 公益財団法人大学基準協会を訪問、情報収集
- 7月 1 モデル校に関する検討始め
2 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構を訪問、情報収集
- 8月 1 評価項目・評価基準、自己評価シートの決定

- 2 自己評価、書面調査、ヒアリング、訪問調査、フィードバックなどの認証・評価手順案の検討開始
 - 3 研究協力者訪問（評価項目・評価基準、自己評価シート、認定証・評価手順等に関する意見聴取）
 - 9月 1 試行校決定
 - 2 審査委員会組織案の検討開始
 - 3 認定書・認定マークの検討
 - 10月 1 自己評価、書面調査、ヒアリング、訪問調査、フィードバックなどの認証・評価手順の決定
 - 2 試行校との情報交換（評価項目・評価基準、自己評価シート、認証・評価手順等について）
 - 3 ホームページコンテンツの検討
 - 11月 1 フィードバック具体例の検討開始
 - 2 通信制高等学校の第三者評価として適した評価システム案の検討開始
 - 3 審査委員会組織案の決定
 - 4 ホームページによる情報発信開始
 - 5 認定証・認定マーク決定
 - 1月 1 フィードバック具体例の検討
 - 2 受審校との情報交換（評価システム案等について）
 - 3 意見聴取を踏まえて更なる評価システム案の検討
 - 2月 1 フィードバック具体例の詳細について検討
 - 2 「広域通信制高等学校第三者評価システム」を完成
 - 3 平成30年度報告書について検討
 - 3月 1 平成30年度報告書完成（公開）
 - 2 平成31年度の活動検討
- (4) 来年度以降の見通し

平成30年度の調査研究では、広域通信制高等学校の第三者評価のシステムを作成するが、そのシステムが機能するか否かを確認することが重要である。そのために、平成31年度は実践によってその効果と課題を明確にする。それは、広域通信制高等学校の第三者評価制度の導入を見通す重要な年度になることを共通認識とし、以下の取り組みを進める。

- ① 広域通信制高等学校における第三者評価システムの効果と課題を明確にする。
平成31年度は、30年度の調査研究により作成した第三者評価システムを複数の受審校で実施し、その結果をもとに、試行校と連携して評価項目・評価基準、自己評価シート、認証・評価手順の改善を図り、広域通信制高等学校における第三者評価システムの効果と課題を明確にする。
- ② 成果の還元と評価機構の組織化

平成31年度の実践を踏まえて通信制高等学校の第三者評価システムの構築を目指した調査研究報告書を作成する。調査研究終了後は、全国高等学校通信制教育研究会(全通研)等での成果発表を通してその成果を通信制高等学校全体に還元する。

また、調査研究に参加を呼び掛けた広域通信制高等学校全校に配付して第三者評価システムの理解・普及に努め、平成32年度からの実施に向けて第三者評価システムの改善を図りながら評価機構の組織化を進める。

7 組織図

(資料2 組織図)

8 事業・会計事務担当者

- ・ 事業担当者 事務局長:飯島 篤
- ・ 会計事務担当者 会計事務担当:川口 敏彦

II 調査・研究

1 研究経過

(1) 第1回研究会

日時:平成30年7月5日(木) 14:00 ~ 16:00

場所:全通研事務局

出席者:賀澤恵二、川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、石原卓典、石浜哲士
飯島篤

進捗状況報告:文部科学省・嘉村玲子氏

(内容)

① 経過報告・確認

ア 入会状況 全通研大会において4人が入会。

イ 研究協力者 次の2氏から快諾を得た。

・森田裕介氏

早稲田大学准教授

・石曾根誠一氏

(公財)全国高等学校定時制通信制教育振興会常務理事

ウ 評価システムの確認

・評価結果公表と同時に文部科学省へ参考資料として報告する。扱いの詳細については、今後、文部科学省と調整する。

・学校が受審申請をした結果が「不認定」となることは避ける。そのために、受審申請を受けたらまず事務局が点検し改善点があれば改善を促す。

改善されたことが確認できたら審査委員会の審査を受けるシステムとする。

・評価項目・評価基準(評価の視点)は、各学校が学校運営を改善する際に、どう取り組んだら良いか分かりやすいものにする。

・評価研究会から「認定」の評価を受けた学校は、認定マークを学校案内等に載せたり、学校説明会で認定されていることを取り上げるなど生徒募集への活用等を期待する。

エ 今後の取り組み

・入会案内は、運営委員全員で取組む。今後、全通研地区通研大会の了解を得て、代表を派遣する。

・調査研究終了後はNPO法人への移行を視野に入れて活動を進める。

その際は、事務局と会員という構成になるが、会員は、個人会員から学校会員へ切り替わる。

オ 会計係から

・出張旅費・消耗品購入、領収書の添付などの手続きについて会計係から説明があった。

② 評価項目・評価基準研究担当から

ア 評価項目・評価基準のうち、今回は評価項目について討議した。

イ 「いじめ防止」「学校評価の公開」「進路指導」などを加えたらどうか、などの意見が出された。

③ 広報調査研究担当から

ア ホームページ作成について、必要経費の説明があった。

イ 来年4月から公開できるよう準備を進める。

④ 認定証・認定マーク調査研究担当から

ア 来年4月から公開できるよう準備を進める。

⑤ 審査委員会について

ア 有識者2人、事務局員2人、計4人で構成することを軸に、事務局で検討する。

⑥ 調査研究担当者の確認

ア 運営委員以外の会員は、評価項目・評価基準について意見を提出する。

(2) 第三者評価先進団体訪問・情報収集

① 訪問先

大学基準協会

私立専門学校等評価研究機構

② 第三者評価先進団体訪問・情報収集

ア 「大学基準協会」訪問・情報収集

日時：平成30年9月3日(月) 13:30～15:00

参加者：賀澤恵二、飯島 篤

(大学基準協会の説明)

- ・ 大学基準協会は、戦後間もない1947年（昭和22年）に「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」ことを目的に、当時の国・公・私立大学46校により設立された。
- ・ 70年以上の歴史を誇る自律的な大学団体であり、設立当初は法的後ろ盾が無かった。
- ・ 2004年（平成16年）に大学認証評価制度が導入され、我が国初の大学機関別認証評価機関として認証を受けた。
- ・ 学校教育法による大学評価が始まって2サイクル目になる。評価項目・評価の視点は見直しても良い時期に来ているとの説明があった。

イ 特定非営利活動法人「私立専門学校等評価研究機構」訪問・情報収集

日時：平成30年9月4日(火) 10:00～11:30

参加者：賀澤恵二、川平悦郎、竹林宏倫、石原卓典、神田正俊、石浜哲士
飯島 篤

(私立専門学校等評価研究機構の説明)

- ・ 平成14年、「専修学校構想懇談会」の報告書において、専修学校の社会的信

頼性の向上を図る仕組みとして学校評価システムの導入と情報公開の推進が提言された。

※「専修学校構想懇談会」：東京都、社団法人東京都専修学校各種学校協会による懇談会。

- ・平成16年、私立専門学校146校によりNPO法人「私立専門学校等評価研究機構」設立。
- ・平成19年度、専門学校で初めての第三者評価事業を開始し、8校で実施した。
- ・法律に基づかない自主的な「第三者評価組織」という点で、私たちが構築しようとしている第三者評価組織を構築する上で参考となる点が多くあった。
- ・NPO法人の設立・運営には、社団法人東京都専修学校各種学校協会の支援を受けている。
- ・設立当初は、東京都から1,000万円の補助を受けていた。
- ・予算規模は、2,400万円。
- ・入会金2万円。会費6万円。評価料は実費で独立採算。
- ・審査委員は、全国の会員校から募集している。

(3) 第2回研究会

日時：平成30年9月4日(火) 14:00～17:00

場所：全通研事務局

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、石原卓典、
神田正俊、石浜哲士、崎本淳、吾妻俊治、原田啓嗣、村上太、
飯島篤

進捗状況報告：文部科学省・菅谷匠専門官、

(内容)

① 報告

ア 「大学基準協会」訪問・情報収集

イ 特定非営利活動法人「私立専門学校等評価研究機構」訪問・情報収集

② 評価項目・評価基準について

- ・評価項目・評価基準担当者の説明を受けた後各項目の検討に入った。
各項目について委員から出された意見を調整・修正し、文面を担当者がまとめる。
- ・特に、定量的評価の評価項目に意見が出された。
例えば、「教員の配置」では、「専任と兼任の比率」「各教科に対する教員数」「各面接指導施設への教員配置」等の意見が出されたが、最終的に「生徒数に対する教員数」とすることが確認された。

③ 旅費規程について

- ・ 旅費規程で、日当が、全日・8,000円、半日・4,000円となっているのを、それぞれ4,000円、2,000円に減額する。

④ 地区通研派遣について

- ・ 地区通研での入会勧誘について、当初は、事務局から勧誘員を派遣する考えだったが、旅費を捻出できないため出席する方に依頼する。

⑤ 100校への入会案内について

- ・ 案内文を早急に作成する。

(4) これまでに確認されている事（平成30年9月8日現在）

① 研究会の入会資格は、公立か学校法人立か株式会社立かは問わない。

また、文部科学省からの委嘱テーマは「広域通信制高校…」となっているが、通信制高校全体の教育の質の向上を目指しているので、広域か狭域かは問わない。

つまり、通信制高校に関係する方で入会を希望する方に制限を設けない。

② 評価項目・評価基準は、文部科学省の「ガイドライン」に添って作成する。

その上で、研究会の判断により、新たな項目を加えたり、ガイドラインにある項目を整理したり、表現を修正したりする。

③ 「就学支援金」及び「学校の財務状況」を評価項目に加えることは必要である。そのためには専門的知識を持つ方の協力が必要である。来年度の予算で計上するが、その結果によって加えられるかどうか決まる。

④ 今年度の研究は、評価項目・評価基準の設定、評価委員会の組織づくり、試行校の決定等で、第三者評価の実践は来年度の研究テーマとする。

⑤ 審査の手順は、会員校から「審査申請」が提出されたら、先ず、事務局で書類等を確認し、必要に応じて現地調査を実施する。

ア 評価研究会の基準に照らしてクリアーしていれば、正式な「審査委員会」に審査を依頼する。

イ 課題があった場合は、当該校と話し合い、課題の改善を促す。課題が改善され、評価研究会の基準に照らしてクリアーされるようになったら正式な「審査委員会」に審査を依頼する。

従って、「審査委員会」で「不認定」という判定が出ることは想定していない。

⑥ 審査委員会から通知された「本会の基準に適合している」の評価は、生徒募集の際に活用してもらいたい。

(5) 評価項目等の打ち合わせ

日時：平成30年9月26日(水) 10:00～11:30

場所：文部科学省

出席者：賀澤恵二、竹林宏倫、時乗洋昭、石原卓典、飯島 篤

進捗状況報告：文部科学省・菅谷匠専門官

(内容) 評価項目・評価基準の検討

(6) 第3回研究会

日時：平成30年10月4日(木) 14:00～17:15

場所：全通研事務局

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、竹林宏倫、小泉 潤、河野英俊、
神田正俊、石浜哲士、高橋辰夫、吾妻俊治、村上 太、南條将範、
飯島 篤

進捗状況報告：文部科学省・菅谷匠専門官

(内容)

1. 報告

- ・ 会計担当から、旅費等の支払いについての報告。

2. 評価項目・評価基準

- ・ 今後、各学校がこの評価表を基に教育環境の改善を図っていくことを踏まえ、点検表の表題は、「自己点検表」とし、今後更に良い表題があれば検討する。
- ・ フォーマット・評価項目については、「遵守事項」と「改善に取り組む事項」に分ける案と、「特に分けなくて小項目の評価に軽重をつける案」の二つの案が出され、夫々について検討した。その結果は次の通り。

① 共通点：「評価項目中項目とする」「小項目の評価に軽重をつける」

② 異なる点：フォーマット（小項目の軽重の表現方法）

- ・ 各学校の独自の取り組みを表明できるよう、新たな評価項目を追加する案が提出された。その趣旨を取り入れて今後具体化する。

3. 第三者評価の試行

当初の予定にはなかったが、今年度の研究において第三者評価を試行する。

内容は次の通り。

- ・ 目的は、試行を通して効果と課題を見つけ、来年度の研究に生かす。
- ・ 今年度の研究結果に基づく評価方法により、試行校を選定してプレ評価を実施する。
- ・ 試行であることを踏まえ、研究のまとめではA校とし、評価研究会のホームページなどでの公表はしない。
- ・ 実施時期は、試行の準備と検証期間を考慮して平成31年1月を目途とする。

4. 審査委員会

- ・ 試行に伴い、試行を前提とした審査委員会を設ける。
- ・ 委員会の構成：研究協力者2人、運営委員3人、弁護士1人を目安とする。

(7) 第4回研究会

日時：平成30年10月12日(金) 10:00～12:00

場所：全通研事務局

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、小泉潤、
石浜哲士、吾妻俊治、原田啓嗣、森孔明、南條将範、飯島篤

進捗状況報告：文部科学省・福澤光祐専門官

(内容)

1. 自己点検表のフォーマットについて

- ・2つの案について夫々の趣旨説明を受けた後、意見交換に入った。

各会員からは、学校独自の取組みも強調できる評価形式にしたいとか、学校が自己点検し易い形式にしたい、などの意見が出された。それらの意見を参考にしながら、関係者を中心に2案について調整することになった。

(調整会議)

日時：平成30年10月18日(木) 16:30～

場所：文部科学省

待合せ時間・場所：16:15 文部科学省1階ロビー

※調整の結果、「遵守事項と改善に取り組む事項を特に分けなくて、小項目の評価に軽重をつけるフォーマット」を基に検討を進めることになった。

2. 第三者評価全体について

- ・学校概要、評価報告書について、これらの案を基に、更に検討していくことになった。

3. 作業準備について

- ① 評価項目・評価基準等、第三者評価の全体像が固まった段階で、第三者評価(試行)の受審校の選定に入る。
- ② ホームページ及び認証マークは、今年度末の完成を目途に作成を始める。

(8) 第5回研究会

日時：平成30年10月26日(金) 16:00～18:00

場所：文部科学省 会議室

出席者：賀澤恵二、川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、石原卓典、石浜哲士、
高橋辰夫、吾妻俊治、安田浩一、鍵谷好徳、林周剛、飯島篤

進捗状況報告：文部科学省・福澤光祐参事官補佐、菅谷匠専門官

(内容)

1. 報告

- ① 各係から

2. 評価項目・評価基準

① 自己点検表・自己評価報告書について

② 第三者評価の手順について

3. これまでの確認事項

4. 第三者評価の試行

(目的) 現在までに確認できている内容に従って、今年度においても第三者評価を試行し、その結果を分析することにより成果と課題を明確にし、来年度の研究をより深いものにする。

(方法) 試行校を選定するとともに、研究協力者の協力を得て審査委員会を組織し、できるだけ本評価に近い方法で実施する。

(結果の扱い) 試行なので、文部科学省へ提出する研究の「中間報告」では A 校とし、評価結果は公表しない。

(試行校の選定)

- ・ 11月中旬を目途に実施要項を決定し、会員校全体から募集する。
- ・ 2月初旬に募集を締め切り、モデル校を速やかに決定する。
- ・ 1月中旬に自己評価報告書・エビデンス書類受領、書類審査。
- ・ 1月下旬実地調査。

(審査委員会)

試行を前提にした審査委員会を設ける。

委員会の構成は、研究協力者2人、運営委員3人、弁護士1人を目安とする。

(9) 第6回研究会

日時：平成30年11月13日(火) 14:00～16:30

場所：全通研事務局

出席者：賀澤恵二、川口敏彦、竹林宏倫、石原卓典、石浜哲士、吾妻俊治、
原田啓嗣、村上 太、鍵谷好徳、南條将範、飯島篤

進捗状況報告：文部科学省・福澤光祐参事官補佐

(内容)

下記の項目について、前回に引き続いて協議した。

1. 「通信制高等学校評価基準」

① 評価項目・評価基準。

2. 平成30年度第三者評価試行に伴う関係書類

① 第三者評価申込書

② 学校の概要

③ 自己評価

④ 第三者評価報告書

⑤ 異議申立書、異議申立事項

⑥ 認定証

- 3. 第三者評価 審査の手順
- 4. 第三者評価試行 実施要項

(10) 全国高等学校通信制教育研究会第2回理事会で経過報告

日時:平成30年11月30日(金) 15:15～

場所:NHK 放送センター

報告者:飯島 篤

(報告内容)

第1回理事会以降の研究活動等について報告し、通信制高等学校評価研究会の活動について理解を深めた。

1. 研究会入会状況

地区通研大会等で貴重な時間を割いて頂き会の紹介をする機会を得たことに感謝の念を伝えた。

現在の会員は、全通研未加入校、株式会社立高校も含めて13校・19人になった。

2. 研究活動

(研究会) 第1～3回 全通研事務局

第4回 文部科学省会議室

第5回 全通研事務局

(先進組織訪問) 9月3日(月) 大学基準協会

9月4日(火) 私立専門学校評価研究機構

3. 評価項目・評価基準と評価の視点

① 第三者評価は、学校評価とカテゴリ評価で行う。

② カテゴリ評価は、1-1 教職員の配置、1-2 連携施設との関係、1-3 学校評価、1-4 情報公開、1-5 生徒募集、1-6 施設・設備・安全管理・表簿管理、1-7 財務、2-1 教育課程の管理、2-2 添削指導、2-3 面接指導、2-4 試験、2-5 学校設定教科・科目、2-6 総合的学習の時間、2-7 特別活動、3-1 学習支援・生活支援、3-2 進路指導 以上16項目。

③ それぞれの項目ごとに、評価基準と評価の視点を設定した。

4. 第三者評価の試行

これまでの研究の成果物である評価項目・評価基準等に基づいて第三者評価(試行)を実施し、その結果を分析して成果と課題を明確して来年度の研究に活かす。

第三者評価の試行校として、現在2校の協力を得られる見通しである。

5. 来年度

平成31年度も文部科学省の委託を受けて研究を進め、更に充実した第三者評価システムを提案したい。ご支援・ご協力を願いたい。

(11) 通信制高等学校評価研究会総会

日時：平成31年2月25日(月) 13:30～15:30

場所：文部科学省 旧館 2階 第二会議室

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、竹林宏倫、石原卓典、時乗洋昭、
神田正俊、石浜哲士、高橋辰夫、吾妻俊治、牧野秀昭、村上 太、
鍵谷好徳、林 周剛、飯島 篤

集合時間：2月25日(月) 13:15～

集合場所：文部科学省 2階ロビー

進捗状況報告：文部科学省・福澤光祐参事官補佐

(内容)

- ① 平成30年度事業報告
- ② 平成30年度事会計報告
- ③ 平成31年度事業案
- ④ 通信制高等学校評価研究会細則の一部改正について
- ⑤ 平成31年度予算案
- ⑥ その他

2 研究の成果

広域通信制高等学校の第三者評価として必要な要素とその内容について調査・研究を進め、以下の研究結果を得た。

(1) 評価項目・自己評価報告書等

- ① 評価項目は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(平成28年9月策定、平成30年3月一部改訂)に基づいて、一部修正を加えながら定めた。
- ② 評価基準は、評価項目毎に期待される姿を定めた。
- ③ 評価の視点は、自己評価を行う際に目安となるよう評価基準に即して着眼点を具体的に示した。
- ④ 評価の視点詳細は、各評価の視点で定量的な基準が必要な項目について判断基準を示した。

(資料3 評価項目・評価基準・評価の視点)

(資料4 評価の視点詳細)

⑤ 自己評価報告書

審査申請校は、評価項目・評価基準・評価の視点・評価の視点詳細に基づいて自己評価を実施する。その結果を自己評価報告書にまとめ、学校の概要と共に評価研究会に提出する。

(資料5 学校の概要 フォーマット)

(資料6 自己評価報告書 フォーマット)

⑥ 「自己評価報告書」の記入の仕方 (受審校への説明)

ア 「学校の概要」について

- ・ 学校の概要は、学校紹介の資料とします。
- ・ 学校の特色は、自校が特に強調したい教育活動とか取り組みについて、3点を選んで箇条書きで簡潔に記入して下さい。
- ・ 学校の特色の説明欄では、箇条書きの項目毎に、その内容を詳しく説明して下さい。また、その根拠を示す資料を添付して下さい。

イ 「自己点検・自己評価」について

- ・ 評価の視点欄で「S」となっている項目は、「出来ている」ことが必須です。自己評価欄では、現状について必ず触れて下さい。
- ・ 評価の視点欄で、「B」となっている項目は、現在出来ていなくても将来出来る事を期待する項目です。
- ・ 「任意項目」は、評価の視点に記載されていない事項、又は、学校が特に力を入れている教育活動等を記入して下さい。その際、出来るだけ観点別評価(中項目)の名称に合わせて記入して下さい。中項目を評価する際の参考とします。

⑦ 自己評価報告書添付資料

自己評価報告書の記載内容について根拠資料を添付する必要があるが、項目毎に添付資料を探すのは学校の負担になる。その負担を軽減するために添付資料を一覧として示し、添付してもらうことにした。評価の視点と添付資料の関係は「資料5 自己評価報告書添付資料」の通りである。

(資料7 自己評価報告書添付資料)

(2) 第三者評価関係の規定

① 第三者評価規定

ア 第三者評価は、評価項目・評価基準・評価の視点・評価の視点詳細に基づいて実施する。

イ 第三者評価は、通信制高等学校評価研究会が委嘱した評価委員によって実施する。

ウ 評価方法

- ・ 学校評価及び観点別(中項目)評価を行う。
- ・ 評価の段階は、研究会の評価基準に適合している場合は「適」とし、適合していない場合は「否」とする。

エ 異議申立書及び異議申立事項に関する審査は、通信制高等学校評価研究会が委嘱した審査委員による審査会によって実施する。

② 第三者評価審査の手順

※「研究会○」は、研究会の作業 「申請校○」は、申請校の作業

- 研究会 1 研究会は、評価項目・評価基準を会員校（会員が所属する学校）に公開する。
- 申請校 1 会員校は、評価項目・評価基準に沿って、自校の教育活動等を点検・整備する。
- 申請校 2 会員校は、評価基準に適合していると判断したら、審査申請書とともに自己評価報告書・裏付け資料等関係資料を提出する。
- 研究会 2 研究会事務局は、書類審査・確認、また、必要に応じて問合せを行い、書類では確認できない事実関係等について現地調査を行う。
- 研究会 3 研究会事務局は、書類審査・現地調査の結果、「否」の箇所があった場合は申請校に改善を要請する。
- 研究会 4 「適合」の見通しとなったら評価委員会を開催する。
- 研究会 5 評価委員会は、一次評価報告書を作成し、申請校に提示する。
- 申請校 3 申請校は、一次評価報告書の内容に異議がある場合は審査委員会に異議申立書を提出する。
- 研究会 6 審査委員会は、異議申立書の内容を審議し、異議内容が適切と認めた場合は評価報告書の内容を適切に処理し、最終評価報告書を提示する。
- 申請校 4 申請校も報告書案の内容を確認する。
- 研究会 7 研究会は、申請校に第三者評価報告書・認定証を授与する。
- 研究会 8 研究会は、「通信制高等学校評価委員会」のHPに掲載するとともに文部科学省へ報告する。
- 申請校 5 申請校は、認定結果を学校案内・学校説明会等で活用するなど、学校の活性化を図る。

③ 第三者評価と第三者評価報告書

第三者評価報告書の内容は、「学校概要」と「総合評価」「観点別評価」とし、それぞれの様式は次の通りとする。

（資料8 第三者評価（試行）報告書 フォーマット）

④ 異議申立書と異議申立事項

第三者評価システムの目的は、受審校が PDCA サイクルにより教育の質の向上を図ることであることから、受審校が評価委員会の作成した「第三者報告書」に異議がある場合は、異議申立書・異議申立事項により、異議を申し立てることが出来るものとする。

（資料9 異議申立書 フォーマット）

（資料10 異議申立事項 フォーマット）

⑤ 認定証

申請校が「適」と認定された場合は、「認定証」を交付する。

(資料11 認定証 フォーマット)

3 第三者評価の試行

当初の計画では、初年度は評価項目・基準等の調査研究を進め、試行は二年目に実施する予定であった。しかし、充実したシステムを構築するために初年度も試行することにした。

(1) 第三者評価(試行)実施要項

1. 目的

通信制高等学校評価研究会が定める評価項目・評価基準に基づき、第三者評価を試行し、その結果を分析して成果と課題を明確にし、来年度の研究に活かす。

2. 対象校

会員が所属する通信制高等学校の内、希望する高等学校。特に申し出が無い場合は、平成31年度の本評価の対象校とする。

3. 実施時期

平成30年11月21日(水)～平成31年3月31日(日)

4. 自己評価報告書(別紙)

5. スケジュール(予定・受審校と相談)

- ・募集期間 平成30年11月21日(水)～11月28日(水)
- ・「試行申込書」提出
- ・試行校の決定 平成30年11月30日(金)
- ・自己評価報告書提出 平成31年1月15日(火)
(裏付け資料添付)
- ・面接指導施設視察 平成31年1月25日(金)
- ・審査委員会 平成31年1月31日(木)
第三者評価提示、異議申立受付、第三者評価最終提示
- ・認定証(試行)交付 平成31年2月20日(水)

6. 評価方法

通信制高等学校評価研究会評価規定による。

- ① カテゴリ(中項目)評価及び学校評価を行う。
- ② 評価の段階は、研究会の基準を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「否」とする。

7. 受審費用

審査費用は無料。但し、資料の準備等に係る費用は申請校の負担とする。

8. 評価の公表

評価結果は、第三者評価の試行であることを踏まえ、文部科学省への中間報告で

は学校名はA校で表し、評価結果は通信制高等学校評価研究会のHP等では公表しない。

(2) 第三者評価(試行)の実施

① 評価事務局

- ・ 第三者評価(試行)を進めるために第三者評価(試行)事務局を設置する。
- ・ 第三者評価(試行)事務局員として、会長と文部科学省通信制高校アドバイザー4人が担当する。事務局員は次の通り。

会長:賀澤恵二、アドバイザー:川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、飯島篤

② 第三者評価(試行)実施要項により、試行校を募集

- ・ 試行申込書によりA高等学校及びB高等学校の2校から申請があった。

(資料12 第三者評価(試行)申込書 フォーマット)

③ 自己評価報告書受領と書面審査。

ア B高等学校は、準備期間が短かったため来年度に向けて引き続き資料を整えることになった。

イ 事務局による、A高等学校の書類審査。

日時:平成31年1月15日(火)~17日(木)

確認作業は、主に文部科学省通信制高校アドバイザーの4人が担当した。

ウ 追加資料の提出要請

確認作業を進める中で、職員の研修計画など追加資料の提出を要請した。

届いた追加資料も評価対象として審査した。

エ 現地調査(1月29日)

現地調査はアドバイザー2人が担当した。日程は、生徒がスクーリング出席のために登校している日を指定した。

オ 第三者評価委員会(1月31日)

評価委員会は、研究協力者(外部有識者)2人、運営委員(評価研究会)3人で構成し、他に弁護士1人からフィードバック文章について法律家の立場からアドバイスを頂くことにした。

- ・ 書類審査・ヒアリング・現地調査に基づいて評価事務局が作成した第三者評価(試行)報告書(案)を示して審査を進めた。
- ・ 有識者から、教職員の数について公立高校の定数基準を通信制高校に当てはめることが適当かどうか、その根拠も検討する必要がある、などの助言があった。
- ・ 第三者評価委員会での指摘を受けて、評価事務局で第三者評価(試行)報告書の文章整理を行った。引き続き午後から、文部科学省報告書の編集会議を実施した。

〈第三者評価報告書文章整理〉

日時:平成31年2月8日(金) 10:00～

場所:全通研事務局

出席者:賀澤恵二、川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、飯島篤

〈文部科学省報告書編集会議〉

日時:平成31年2月8日(金) 13:30～

場所:全通研事務局

出席者:賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、竹林宏倫、時乗洋昭、石浜哲士、
飯島篤

(3) 第三者評価(試行)報告書

A校に、第三者評価報告書を提示する。

誤字について指摘があった。内容については異議がなかった。

誤字を修正した後、審査委員会で第三者評価報告書を確定した。

(資料13 「A高等学校」第三者評価(試行)報告書)

4 試行を通して出された意見

- ・ 自己評価報告書の書き方については、書面で分かり易く説明して欲しい。
- ・ 評価実施校の現地調査では、自己評価報告書に記載されている抽象的な表現についても確認する必要がある。
- ・ 現地調査の日程で、スクーリングを実施している日を指定したのは生徒の様子も確認できたので良かった。
- ・ 第三者評価受審申込みから書類提出までの時間は、余裕のある日程が必要である。
- ・ 評価基準・視点・詳細は、再度検討する必要がある。
- ・ 添付資料へのタグを付けてもらった方が作業をしやすい。
- ・ 評価の視点詳細で、教員及び事務職員の配置については、法令に準拠した配置として、公立通信制高校の基準を研究会の目安として評価をしてはどうか。
- ・ 「評価項目・評価基準・評価の視点」の1-3 学校評価の「評価の視点」の欄で「学校評価は連携施設も対象としている」は、連携施設の中には、専修学校立の連携施設もあり、この場合、専修学校は独自の学校評価を行っていることから、「連携施設における実施校の教育活動も対象としている」としてはどうか。
- ・ 学校概要の「特色の説明」と自己評価表の「任意項目」はリンクさせないこととなっているが、ある意味、リンクする部分があっても良いのではないか。

Ⅲ 今後の課題

(1) 平成31年度の課題

① 学校概要について

学校の概要は、評価実施校を研究会として説明する資料となる。そのために、生徒・保護者が知りたいと思う情報を事実に基づいてできるだけ多く収集する必要がある。その趣旨が評価実施校に伝わる工夫が必要である。

② 評価項目・評価基準・評価の視点・評価の視点詳細について

評価項目・評価基準・評価の視点・評価の視点詳細は第三者評価の基軸をなすものである。各高等学校が教育の質の確保・向上を目指す際の指針となるよう更に調査・研究を進める必要がある。

③ 自己評価報告書様式の検討

自己評価報告書は、自校の教育活動を見直す機会になるとともに、自校の教育活動について社会に説明責任を果たすものである。そのために、記述内容や記述方法等について丁寧な説明が必要である。

④ 審査日程の検討

第三者評価を受けるためには自己評価報告書とともにその裏付けとなる資料の提出が必須である。それらを準備するには一定の時間を要する。審査日程はこれらの事情を考慮して定める必要がある。

⑤ 自己評価報告書の添付資料の検討

添付資料は自己評価報告書の記述内容を確認するための根拠資料である。第三者評価の試行を通して、改めて添付資料の精査をする必要がある。

⑥ 評価委員会・審査委員会の在り方の検討

第三者評価を実施する上で、評価委員会と異議申立を審議する審議委員会の2委員会を設置する必要がある。今回の第三者評価(試行)では、評定及び所見について特に異議が示されなかったため、評価委員会で第三者評価報告書の内容を確認して作業を終えた。来年度は、評価委員会及び審査委員会の2委員会を設置するための人的配置も検討する必要がある。

⑦ 第三者評価報告書の様式・記述内容の検討

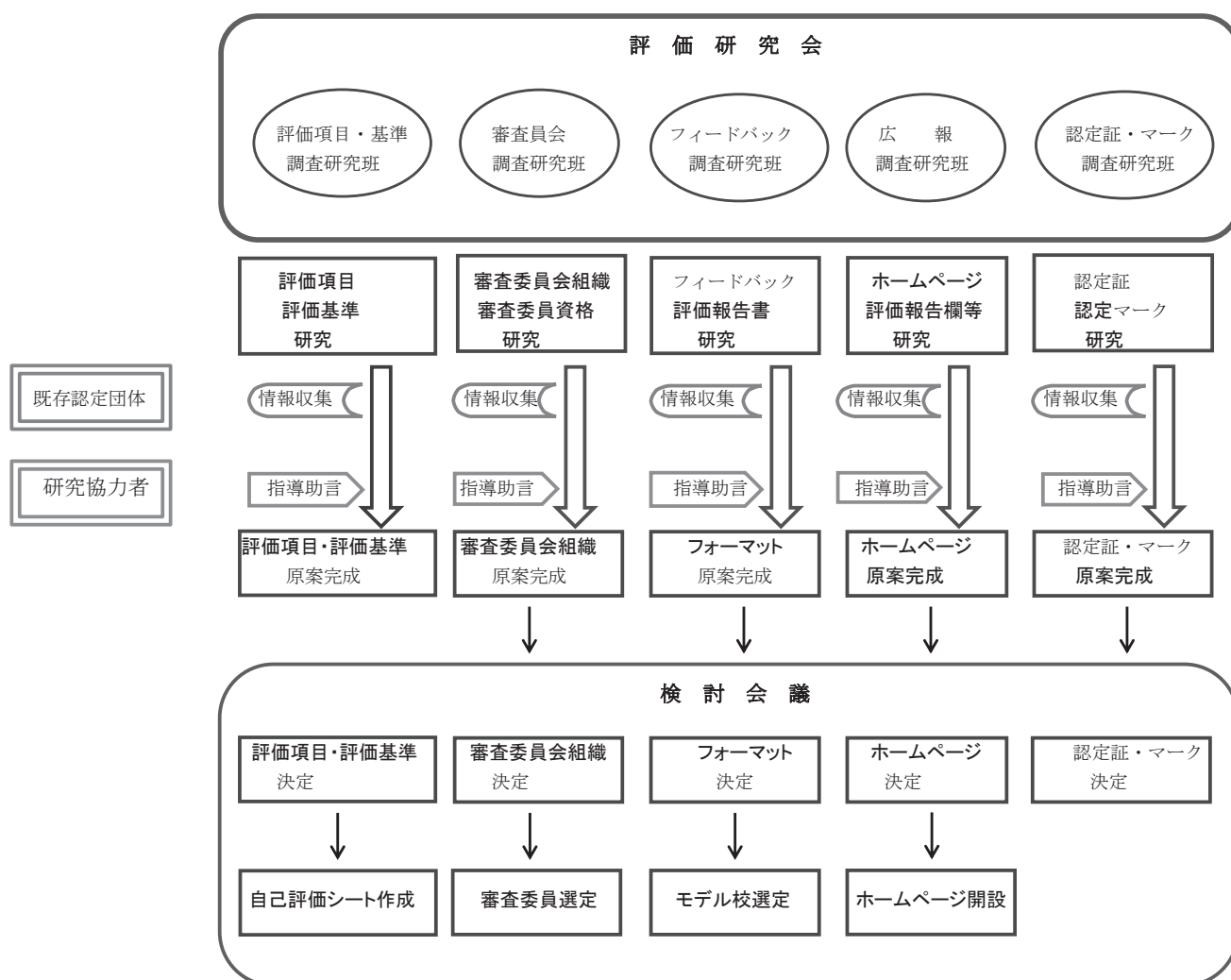
第三者評価報告書は、評価実施校の教育活動全般を評価し、その結果を広く社会に情報提供するものである。第三者評価報告書は、全体として評価実施校の教育活動全体を反映したものになるよう様式・記述内容を検討・工夫する必要がある。

(2) その後の課題

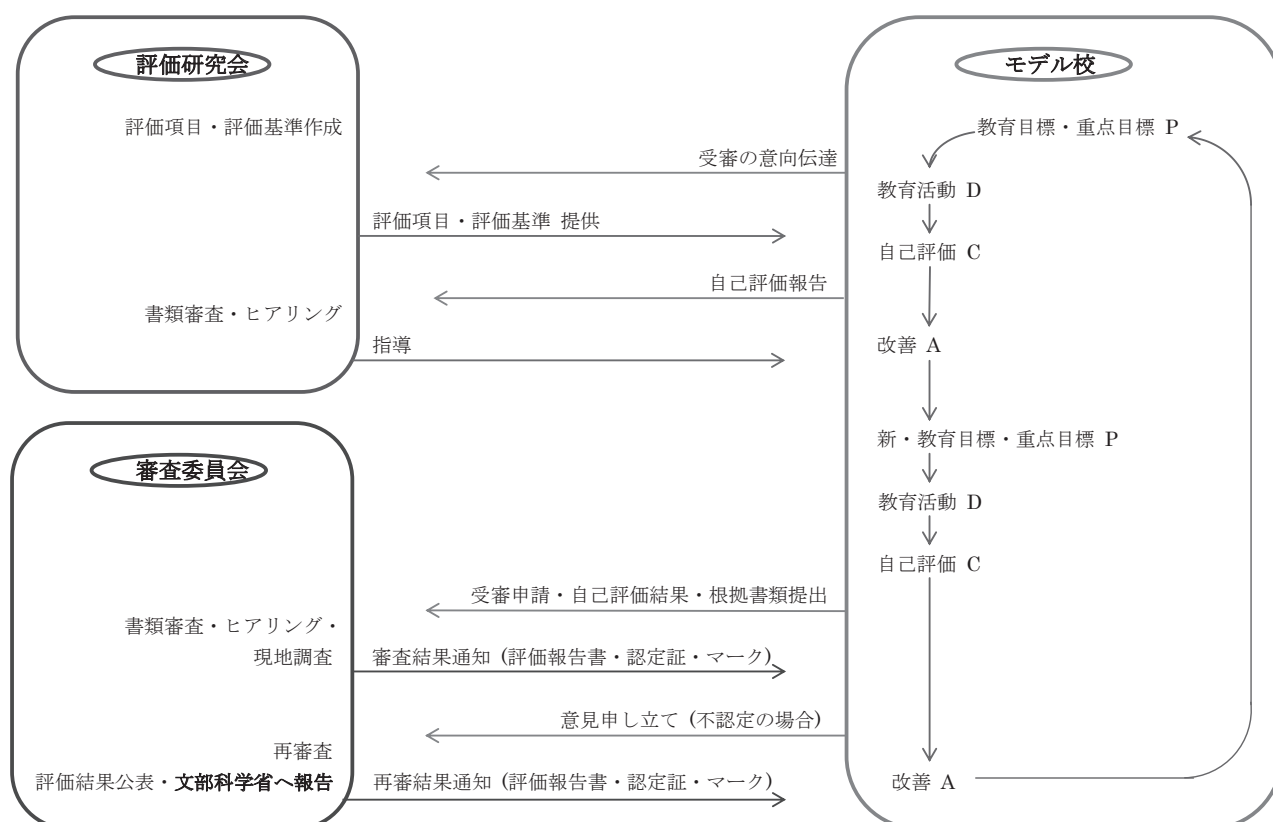
調査・研究の成果を基に、私立通信制高等学校を対象とした第三者評価の仕組みを構築する。

資料編

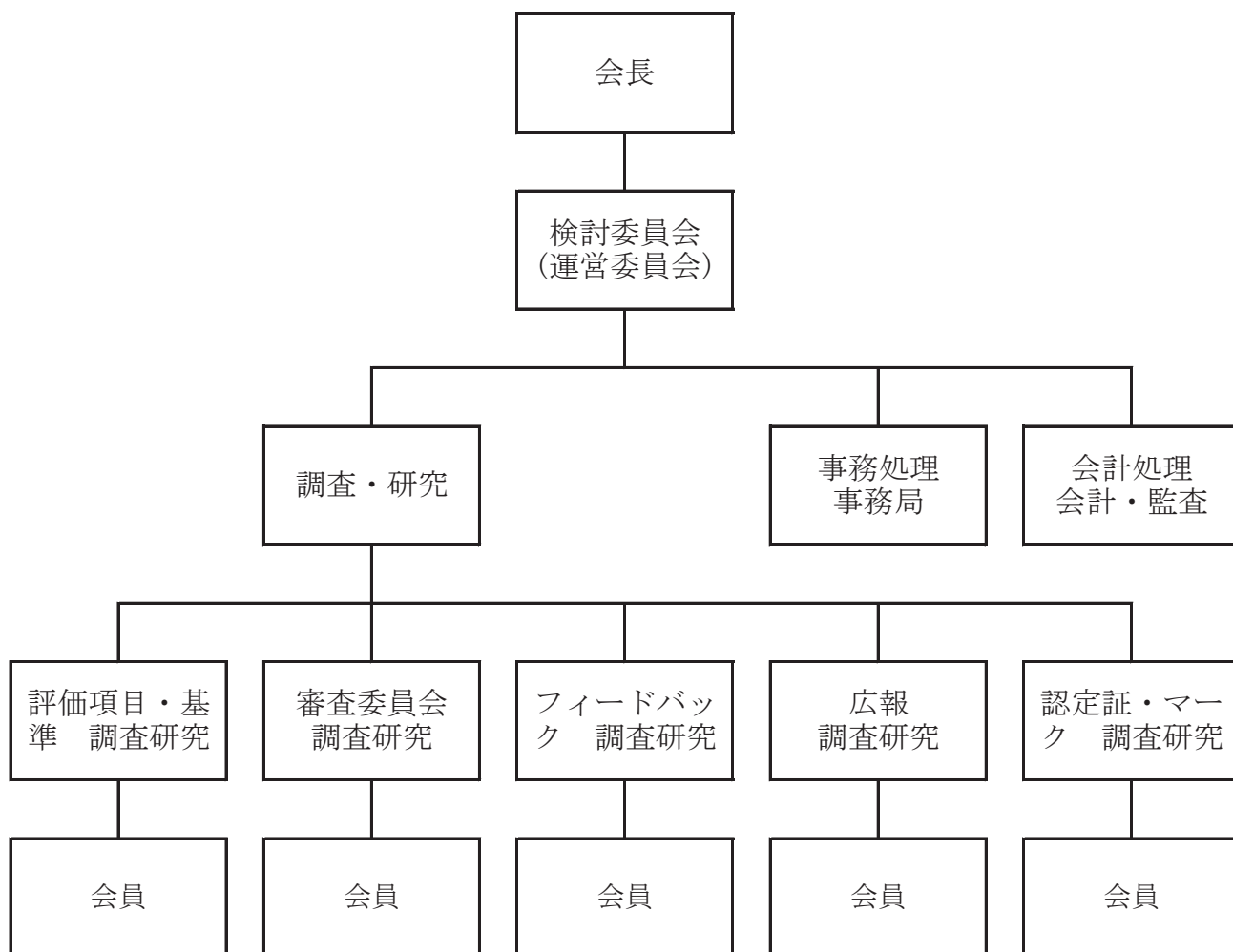
資料1 概要図
 (1年目 第三者評価システムの作成)



(2年目以降 モデル校を対象に第三者評価システムの実践)



資料2 組織図



評価項目・評価基準・評価の視点

軽重はSABの順で、Sの項目は必須。Bの項目は努力目標。

1 学校運営

評価項目	評価基準	軽重	評価の視点
1-1 教職員の配置	<p>教職員の配置にあたっては、関係法令に即して、適正な教職員を配置しなければならない。</p> <p>連携施設を含めたすべての実施校教員は、専任・兼任に関わらず担当する教科の有効な教員免許を所持するなど資格要件を満たしていることは必須である。</p> <p>また、学校は、一人一人の生徒に行き届いた指導ができるよう必要な教職員を配置しなければならない。</p> <p>更に、実施校は、学校事務に支障のない事務体制が整備されていなければならない。</p>	S S S B S	<p>S 実施校の校長は、本務・兼務を問わず全ての実施校教員の免許更新を確認している。</p> <p>S 添削指導・面接指導・試験・メディアを利用した指導等は、連携施設も含め、各教科・科目の有効な教員免許状を所持する実施校の教員が担当している。</p> <p>S 多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができています。 *1 (評価の視点詳細参照)</p> <p>B 養護教諭を配置するなど、生徒の養護を担当する職員を配置している。</p> <p>S 学校事務に支障のない数の事務職員が配置されている。 *2 (評価の視点詳細参照)</p>
1-2 連携施設との関係	<p>連携施設（協力校、技能教育施設、サポート施設等）における教育活動は、実施校の校長の管理・監督のもとで実施されなければならない。</p> <p>また、校長は、連携施設における教育活動の進捗状況を常に把握していなければならない。</p> <p>更に、実施校の教育活動とそれに伴う学納金は、連携施設におけるそれと明確に区別し、生徒・保護者の誤解を生じないようにしておく必要がある。</p>	A A A A A A A	<p>A 連携施設と協力・連携を行う場合は、その協力・連携内容について、連携施設の設置者と文書による取り決めを行っている。</p> <p>A 連携施設の教員が兼務発令によって実施校の教育活動を担う場合、その教員の業務内容を契約書等で明記している。(職員も同様)</p> <p>A 連携施設の教員が兼務発令により、添削指導・面接指導・試験等を実施する場合、実施校の方針に従って指導できるよう教育マニュアルが整備されている。</p> <p>A 連携施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を把握し実施校の方針が徹底できるよう指導している。 *3 (評価の視点詳細参照)</p> <p>A 実施校の教育活動と連携施設の教育活動を区別して、生徒・保護者に正確に説明している。</p> <p>A 実施校の学納金と連携施設の費用について、生徒・保護者に正確に説明している。</p> <p>A 自校の施設においても適正な管理運営がなされている。</p>

<p>1-3 学校評価</p>	<p>学校は、自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。 また、学校関係者評価や第三者評価を実施し、教育環境の改善を図っていく努力も必要である。</p>	<p>S 自己評価を実施している。 S 自己評価結果を公開している。 A 学校関係者評価を実施し、結果を公開している。 A 第三者評価を実施し、公開している。 A 学校評価は、連携施設も対象としている。 A 学校評価結果をPDCAにより教育環境の改善に生かしている。</p>
<p>1-4 情報公開</p>	<p>生徒・保護者の進路選択に資するために、学校の教育環境や取り組み等、学校運営が適切に把握できるよう学校評価など必要な情報を積極的にホームページ等で公開する必要がある。</p>	<p>A 生徒・保護者へ、教育環境や学校評価等に関する情報を公開している。 A 生徒の個人情報の管理は、適切に行われている。</p>
<p>1-5 生徒募集</p>	<p>入学者選抜及びその結果の公表は、中学校の教育活動及び各地域の事情を考慮して適切な時期に適切な方法で行う必要がある。 また、連携施設における生徒募集は、実施校の校長の権限の下で、適切な時期に適切な方法で行われなければならない。</p>	<p>S 実施校の校長の責任において合否を決定している。 S 編入学の場合、前籍教育機関の資格要件を確認している。 A 入学選抜及び結果の公表は、過度に早期に実施されていない。 A 転入学の場合、前籍校での学習の成果が入学後の学習に適正に活かされている。</p>
<p>1-6 施設・設備・安全管理・表簿管理</p>	<p>学校教育では、教育課程が効果的に実施されることが重要である。そのため、実施校において施設・設備、文書管理は適切に行われていなければならない。 また、非常事態に備え、危機管理体制も整えられていなければならない。</p>	<p>S 実施校の校舎面積は、適正である。 S 法定表簿等の管理は、適正に行われている。 A 防災マニュアルを設定している。 A 防災訓練を実施している。 A 実施校の教育課程実施のために必要な施設・設備が整備されている。 B 連携施設においても、実験・実習に必要な施設・設備が整備されている。</p>
<p>1-7 財務</p>	<p>円滑かつ確実な学校経営ができるよう、学校運営上の財務状況を常に把握している必要がある。 高等学校等就学支援金の事務は適正かつ確実に執行しなければならない。 また、生徒・保護者への高等学校等就学支援金の説明に当たっては就学支援金が学校独自の特典や授業料軽減策であるかの誤解を与えるような不適切な表示を行わないなど申請方法等を含めた適切な説明をする必要がある。</p>	<p>S 実施校設置者の財務状況は、健全である。 S 就学支援金に関する事務処理は、適正に行われている。 A 就学支援金に関する生徒・保護者への説明は、適正に行われている。</p>

2 教育課程

<p>2-1 教育課程の 管理</p>	<p>学校は、公教育の場である。従って、教育課程は関係法令に従い、適切に編成されなければならない。 特に、通信制高等学校においては、高等学校通信教育規程、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等に従って、教育課程が編成され、実施されなければならない。</p>	<p>S 教育課程に関する法令に即して教育課程を編成している。 S 学則に、学校教育法施行規則第4条に基づく必要記載事項を記載している。 S 単位修得及び修了の認定は、校長が、教員が行う学習評価に基づき認定している。 A 生徒の興味関心・進路希望に応じた教育課程を編成している。 A 教科・科目等の指導は、年間指導計画に基づいて実施している。 A 教科・科目の学習評価を実施するに当たり、評価規準を策定している。 A 生徒の良さを引き出し伸ばさせる教育活動を工夫している。 A 通信教育用学習図書等を使用している。</p>
<p>2-2 添削指導</p>	<p>添削指導は、面接指導とともに高等学校通信教育の基幹的な部分であり、関係法規に則って行われなければならない。 教員から対面による指導を受ける機会が限定されている生徒にとつて、添削指導は教科の内容を学ぶとともに学習への意欲を醸成するものであることが期待されている。 そのためには、添削課題は計画的・系統的であるとともに、生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向とつまづきをを的確にとらえられるよう常に工夫し、一人一人に寄り添った添削コメントを施していくことが重要がある。</p>	<p>S 学習指導要領に基づく標準回数を確保している。 S 株式会社立については、特区内で実施している。 A 1通(1回)当たりの添削課題の質と量は適正である。 * 4 (評価の視点詳細参照) A 添削課題の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。 * 5 (評価の視点詳細参照) A 実施校は、生徒の添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等を適切に管理している。 *6 (評価の視点詳細参照) A 年間を通して計画的に実施している。 A 質問への速やかな回答ができる態勢になっている。 A 生徒の学習への意欲向上を図る添削指導を工夫している。</p>

<p>2-3 面接指導</p>	<p>面接指導は、添削指導とともに高等学校通信教育の基幹的な部分を成しているものであり、関係法規に則って行うとともに絶えず改善に努めなければならない。</p> <p>また、高等学校通信教育は、自学自習が基本となることを踏まえ、面接指導は個別指導を重視して、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導するとともに、個々の生徒のもつ学習上の弱点について考慮しながら、その後の自宅学習への示唆を与えるなど、計画的・体系的に指導することが大切である。</p> <p>多様なメディアを利用して行う場合は、計画的・継続的に取り入れ、高等学校教育の水準を確保する必要がある。</p> <p>また、面接指導等時間数の一部を免除する場合は、報告課題の作成等により、その成果が満足できる場合である。</p>	<p>S 学習指導要領に基づく単位時間数を確保している。</p> <p>S 時間は、1単位時間を50分として計算した時間数になっている。</p> <p>S 学則に面接指導施設名が記載されている。</p> <p>S 株式会社立については、特区内で実施している。</p> <p>A 10分の8減免をする場合、対象者を内規等で定めている。</p> <p>A 「実時間減免」はしていない。</p> <p>A 集中スクーリングを実施している場合、時間割は、原則、10分の6以上を確保している。</p> <p>A 常に、面接指導の改善に努めている。</p> <p>A 年間指導計画に基づいて実施している。</p> <p>A 基礎的・基本的な学習知識を指導し、自宅学習への示唆を与える内容となっている。</p> <p>A 多様なメディアを用いた指導は、計画的、継続的に実施するとともに適切な水準となっている。</p> <p>A 学習指導要領に基づき、学習の質と量は適正である。</p> <p>B 連携施設で面接指導を行う場合は、施設・設備など、適切な教育環境が整えられている。</p> <p>* 7 (評価の視点詳細参照)</p>
<p>2-4 試験</p>	<p>学習成果の評価とともに、学力定着度を測るものとなるよう、適切時期に適切な内容で実施する必要がある。</p>	<p>S 試験は、添削指導、面接指導の終了後に実施している。</p> <p>S 株式会社立については、特区内で実施している。</p> <p>A オンラインでの試験を実施する場合は、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みが構築されている。</p> <p>A 科目の特性を考慮する場合以外、自由な成果物のみで代替することはない。</p> <p>A 試験の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。</p>

<p>2-5 学校設定教科・科目</p>	<p>学校設定教科・科目の開設、実施にあたっては、年間指導計画を作成し、そのもとに適切に実施する必要がある。</p> <p>開設する学校設定科目が、学習指導要領上の教科である場合は、学習指導要領で規定されている当該教科の1単位当たりの面接指導及び添削指導の回数を満たしている必要がある。</p> <p>その内容も、単なる体験活動ではなく当該科目の目標を十分に満たすことのできる内容とする必要がある。</p> <p>また、学校設定教科の開設にあたっては安易に開設することなく、学習指導要領上の教科で対応できないかを十分に検討したうえで開設すべきであり、開設する場合においても、高等学校教育の目標及びその水準を確保し、最低でも、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。</p>	<p>S A A A</p>	<p>1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。</p> <p>年間指導計画やシラバスに基づく、添削指導・面接指導、試験を実施している。</p> <p>単なる体験活動の実施を単位認定するような運用とはなっていない。</p> <p>学習指導要領に基づき、適切な水準で実施している。</p>
<p>2-6 総合的学習の時間</p>	<p>総合的な学習の時間は、高等学校の学習指導として他の教科・科目と同様に重要な活動であることから、連携施設の独自の活動や連携施設において連携施設の職員が行うことのないように、実施校校長の管理のもと、実施校教員が適切に行う必要がある。</p> <p>内容においても、年間指導計画を作成し、そのもとに、学習指導要領の規定を踏まえ、探究的活動を含んだ観察。実験・実習、発表や討論を積極的に取り入れる必要がある。</p> <p>このため、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。</p>	<p>S A A A</p>	<p>1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。</p> <p>年間指導計画やシラバスに基づく、添削指導・面接指導、試験を実施している。</p> <p>単なる体験活動とはなっていない。</p> <p>学習指導要領に基づき、適切な水準で実施している。</p>
<p>2-7 特別活動</p>	<p>特別活動は、生徒の人格形成を図る上で重要な役割を果たす。</p> <p>従って、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等を充実させることは大切である。</p>	<p>S A A A</p>	<p>特別活動は、卒業までに30単位時間以上実施している。</p> <p>生徒会活動、部活動の活性化に取り組んでいる。</p> <p>社会の変化に対応し、逞しく生きていく力を身に着けるための工夫をしている。</p> <p>生徒の興味・関心・特技等を伸ばす活動を工夫している。</p>

3 生徒支援

<p>3-1 学習支援 生活支援</p>	<p>不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒に対する指導や支援を充実させることは高等学校における喫緊の課題である。 そのためには、学校として組織的な支援体制を整備する必要がある。 また、直接生徒の指導に当たるのは教員である。教員の生徒理解力や指導力の向上を図ることも大切であり、学校は、教員に研修の機会を与え、教員の資質向上に努めなければならない。 更に、専門機関と連携して生徒支援に当たることも大切である。</p>	<p>A A A A A A C</p>	<p>履修未登録、学習活動困難な生徒への支援体制が整備されている。 * 8 (評価の視点詳細参照) 不登校、中途退学などを経験する生徒や特別な支援を要する生徒への支援体制が整備されている。 * 9 (評価の視点詳細参照) いじめ防止の基本方針を策定している。 特別支援教育コーディネータを指名している。 特別支援教育に関する校内委員会を設置し生徒の実態を把握と指導に当たっている。 学習指導・生徒指導など、教員の資質向上のための研修を計画的に実施している。 スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、キャリアカウンセラーを配置している。</p>
<p>3-2 進路指導</p>	<p>多様な生徒が在学する通信制高等学校において、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援を行うことは極めて重要である。 そのためには指導体制を整え、組織的ですので全ての生徒に適切で公平な指導・支援を行う必要がある。</p>	<p>A A A</p>	<p>進路支援を担当する教職員を配置している。 校内に、進路指導を担当する委員会・分掌等を設置している。 登校形態等が多様な学校においても、コースに関わらず、進路指導などの指導は全ての生徒に対して公平な進路指導を実施している。</p>

評 価 の 視 点 詳 細

	小項目 (評価の視点)	評価の視点 詳細						
1-1 * 1	<ul style="list-style-type: none"> 多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができています。 	公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律 9条1項3号 (最終改正H25.11.22.) による。 生徒数の数の区分ごとに次の数で除した数の和とする。 生徒の数の区分 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1人～600人</td> <td style="text-align: right;">46.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">601人～1,200人</td> <td style="text-align: right;">66.7</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1,201人以上</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </table> (計算例) 生徒数 657 の場合 $600 \div 46.2 = 12.987$ 13人 $(657 - 600) \div 66.7 = 0.854$ 1人 $13 + 1 = 14$ 14人	1人～600人	46.2	601人～1,200人	66.7	1,201人以上	100
1人～600人	46.2							
601人～1,200人	66.7							
1,201人以上	100							
1-1 * 2	<ul style="list-style-type: none"> 学校事務に支障のない事務体制が整備されている。 	公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律 12条1項4号 による。 生徒の数を400で除した数						
1-2 * 3	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を把握し、実施校の方針が徹底するよう指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回以上訪問して指導している。 						
2-2 * 4	<ul style="list-style-type: none"> 1通(1回)当たりの添削課題の質と量は適正である。 	<ul style="list-style-type: none"> 添削課題の質は、当該教科科目の高等学校学習指導要領で求められる思考力・判断力を問う内容。添削課題の量は、1通(回)あたり、A4裏表3枚程度が望ましい。 						
2-2 * 5	<ul style="list-style-type: none"> 添削課題の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 添削課題は、マークシート形式や択一式の問題だけでなく、記述式の課題を半分程度含むことが望ましい。 						
2-2 * 6	<ul style="list-style-type: none"> 実施校は、生徒の添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等を適切に管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に、連携施設で面接指導を実施している場合は、定期的に生徒の学習の進捗状況を把握している。 						
2-3 * 7	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設で面接指導を行う場合は、施設・設備を含め、面接指導を行う上で適切な教育環境が整えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設において実験室や実習室が未整備の場合は、面接指導の方法を工夫したり、地域の施設を活用するなどして、面接指導の質を担保している。 						
3-1 * 8	<ul style="list-style-type: none"> 履修登録を行わない生徒や行っても学習活動が困難な生徒への個々の実情に応じた適切な支援体制は整っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問、登校による個別指導等を実施している。 指導マニュアルを作成している。等 						
3-1 * 9	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、中途退学などを経験する生徒や特別な支援を要する生徒への支援体制が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関と連携している。 校務分掌で委員会とか担当者などが定められている。等 						

I 学校の概要

(設置者名)		(学校名)	
(所在地) 〒		(電話)	
(沿革)			
(建学の精神)			
教育目標、指導の重点 等			
学校の特色 箇条書きで3件迄、簡潔に記入して下さい。(教育、教職員、施設・設備等) ① ② ③			
特色の説明 箇条書きで示した特徴を分かり易く説明して下さい。 また、その根拠となる資料を添付して下さい。 ① ② ③			
併設課程	独立校 併設校 (全日制 定時制)		
設置学科		実施地域	
登校コース	設置している場合は、週当たりの登校日数を○で囲んで下さい。(1日、2~4日、5日)		
学則定員	人	在籍数	人
教員数	校長1人、副校長 人、教頭 人、教諭 人(内専任 人、兼任 人)		
協力校数		連携施設数	
学納金	(平均) 入学時	円、	2年次以降 円

自己評価報告書

1 学校運営

軽重はSABの順で、Sの項目は必須。Bの項目は努力目標。

評価項目	評価基準	評価の視点	現 状	今後の取り組み
1-1 教職員の配置	<p>教職員の配置にあたっては、関係法令に即して、適正な教職員を配置しなければならない。</p> <p>連携施設を含めたすべての実施校教員は、専任・兼任に関わらず担当する教科の有効な教員免許を所持するなど資格要件を満たしていることは必須である。</p> <p>また、学校は、一人一人の生徒に行き届いた指導ができるよう必要な教職員を配置しなければならない。更に、実施校は、学校事務に支障のない事務体制が整備されていなければならない。</p>	<p>S 実施校の校長は、本務・兼務を問わずすべての実施校教員の免許更新を確認している。</p> <p>S 添削指導・面接指導・試験・メディアを利用した指導等は、連携施設も含め、各教科・科目の有効な教員免許状を所持する実施校の教員が担当している。</p> <p>S 多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができている。</p> <p>B *1 (評価の視点詳細参照) 養護教諭を配置するなど、生徒の養護を担当する職員を配置している。</p> <p>S 学校事務に支障のない数の事務職員が配置されている。</p> <p>* 2 (評価の視点詳細参照)</p>		

<p>1-2 連携施設との 関係</p>	<p>連携施設（協力校、技能教育施設、サポート施設等）における教育活動は、実施設の校長の管理・監督のもとで実施されなければならない。 また、校長は、連携施設における教育活動の進捗状況を常に把握していなければならない。 更に、実施設の教育活動とそれに伴う学納金は、連携施設におけるそれと明確に区別し、生徒・保護者の誤解を生じないようにしておく必要がある。</p>	<p>A 連携施設と協力・連携を行う場合は、その協力・連携内容について、連携施設の設置者と文書による取り決めを行っている。 A 連携施設の教員が兼務発令によっても実施設の教育活動を担う場合、その教員の業務内容を契約書等で明記している。 （職員も同様） A 連携施設の教員が兼務発令により、添削指導・面接指導・試験等を実施する場合、実施設の方針に従って指導できるよう教育マニュアルが整備されている。 A 連携施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を把握し実施設の方針が徹底するよう指導している。 *3（評価の視点詳細参照） A 実施設の教育活動と連携施設の教育活動を区別して、生徒・保護者に正確に説明している。 A 実施設の学納金と連携施設の費用について、生徒・保護者に正確に説明している。 A 自校の施設においても適正な管理運営がなされている。</p>		
<p>1-3 学校評価</p>	<p>学校は、自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。 また、学校関係者評価や第三者評価を実施し、教育環境の改善を図っていく努力も必要である。</p>	<p>S 自己評価を実施している。 S 自己評価結果を公開している。 A 学校関係者評価を実施し、結果を公開している。 A 第三者評価を実施し、公開している。 A 学校評価は、連携施設も対象としている。 A 学校評価結果をPDCAにより教育環境の改善に生かしている。</p>		

1-4 情報公開	生徒・保護者の進路選択に資するため、学校の教育環境や取り組み等、学校運営が適切に把握できるように学校評価など必要な情報を積極的にホームページ等で公開する必要がある。	A 生徒・保護者へ、教育環境や学校評価等に関する情報を公開している。 A 生徒の個人情報の管理は、適切に行われている。	
1-5 生徒募集	入学者選抜及びその結果の公表は、中学校の教育活動及び各地域の事情を考慮して適切な時期に適切な方法で行う必要がある。 また、連携施設における生徒募集は、実施校の校長の権限の下で、適切な時期に適切な方法で行われなければならない。	S 実施校の校長の責任において合否を決定している。 S 編入学の場合、前籍教育機関の資格要件を確認している。 A 入学選抜及び結果の公表は、過度に早期に実施されていない。 A 転入学の場合、前籍校での学習の成果が入学後の学習に適正に活かされている。	
1-6 施設・設備・安全管理・表簿管理	学校教育では、教育課程が効果的に実施されることが重要である。そのため、実施校において施設・設備、文書管理は適切に行われていなければならない。 また、非常事態に備え、危機管理体制も整えられていなければならない。	S 実施校の校舎面積は、適正である。 S 法定表簿等の管理は、適正に行われている。 A 防災マニュアルを設定している。 A 防災訓練を実施している。 A 実施校の教育課程実施のために必要な施設・設備が整備されている。 B 連携施設においても、実験・実習に必要な施設・設備が整備されている。	
1-7 財務	円滑かつ確実な学校経営ができるよう、学校運営上の財務状況を常に把握している必要がある。 高等学校等就学支援金の事務は適正かつ確実に執行しなければならぬ。 また、生徒・保護者への高等学校等就学支援金の説明に当たっては就学支援金が学校独自の特典や授業料軽減策であるかの誤解を与えないなど不適切な表示を行わないなど申請方法等を含めた適切な説明をする必要がある。	S 実施校設置者の財務状況は、健全である。 S 就学支援金に関する事務処理は、適正に行われている。 A 就学支援金に関する生徒・保護者への説明は、適正に行われている。	

2 教育課程

<p>2-1 教育課程の 管理</p>	<p>学校は、公教育の場である。従って、教育課程は関係法令に従い、適切に編成されなければならない。特に、通信制高等学校において、高等学校通信教育規程、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等に従って、教育課程が編成され、実施されなければならない。</p>	<p>S 教育課程に関する法令に即して教育課程を編成している。</p> <p>S 学則に、学校教育法施行規則第4条に基づく必要記載事項を記載している。</p> <p>S 単位修得及び修了の認定は、校長が、教員が行う学習評価に基づき認定している。</p> <p>A 生徒の興味関心・進路希望に応じた教育課程を編成している。</p> <p>A 教科・科目等の指導は、年間指導計画に基づいて実施している。</p> <p>A 教科・科目の学習評価を実施するに当たり、評価規準を策定している。</p> <p>A 生徒の良さを引き出し伸ばさせる教育活動を工夫している。</p> <p>A 通信教育用学習図書等を使用している。</p>		
-----------------------------	---	--	--	--

		<p>S 学習指導要領に基づく標準回数 を確保している。</p> <p>S 株式会社立については、特区内 で実施している。</p> <p>A 1通(1回)当たりの添削課題の質 と量は適正である。</p> <p>* 4 (評価の視点詳細参照) A 添削課題の回答形式は、記述式 や多肢選択式などバランスのと れた構成となっている。</p> <p>* 5 (評価の視点詳細参照) A 実施校は、生徒の添削課題の提 出状況、面接指導の受講状況や 試験結果等を適切に管理してい る。</p> <p>*6 (評価の視点詳細参照) A 年間を通して計画的に実施して いる。</p> <p>A 質問への速やかな回答ができる 態勢になっている。</p> <p>A 生徒の学習への意欲向上を図る 添削指導を工夫している。</p>	<p>添削指導は、面接指導とともに高 等学校通信教育の基幹的な部分で あり、関係法規に則って行われなけ ればならない。</p> <p>教員から対面による指導を受ける 機会が限定されている生徒にとつ て、添削指導は教科の内容を学ぶと ともに学習への意欲を醸成するもの であることが期待されている。</p> <p>そのためには、添削課題は計画 的・系統的であるとともに、生徒の学 習の状況を把握し、生徒の思考方 向とつまづきをを的確にとらえられる よう常に工夫し、一人一人に寄り 添った添削コメントを施していくこと が重要がある。</p>
			<p>2-2 添削指導</p>

<p>2-3 面接指導</p>	<p>面接指導は、添削指導とともに高等学校通信教育の基幹的な部分を成しているものであり、関係法規に則って行うとともに絶えず改善に努めなければならない。 また、高等学校通信教育は、自学自習が基本となることを踏まえ、面接指導は個別指導を重視して、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導するとともに、個々の生徒のもつ学習上の弱点について考慮しながら、その後の自宅学習への示唆を与えるなど、計画的・体系的に指導することが大切である。 多様なメディアを利用して行う場合は、計画的・継続的に取り入れ、高等学校教育の水準を確保する必要がある。 また、面接指導等時間数の一部を免除する場合は、報告課題の作成等により、その成果が満足できる場合である。</p>	<p>S 学習指導要領に基づく単位時間数を確保している。 S 時間は、1単位時間を50分として計算した時間数になっている。 S 学則に面接指導施設名が記載されている。 S 株式会社社立については、特区内で実施している。 A 10分の8減免をする場合、対象者を内規等で定めている。 A 「実時間減免」はしていない。 A 集中スクーリングを実施している場合、時間割は、原則、10分の6以上を確保している。 A 常に、面接指導の改善に努めている。 A 年間指導計画に基づいて実施している。 A 基礎的・基本的な学習知識を指導し、自宅学習への示唆を与える内容となっている。 A 多様なメディアを用いた指導は、計画的、継続的に実施するともに適切な水準となっている。 A 学習指導要領に基づき、学習の質と量は適正である。 B 連携施設で面接指導を行う場合は、施設・設備など、適切な教育環境が整えられている。 * 7 (評価の視点詳細参照)</p>		
---------------------	--	---	--	--

2-4 試験	<p>学習成果の評価とともに、学力定着度を測るものとなるよう、適切時期に適切な内容で実施する必要がある。</p>	<p>S 試験は、添削指導、面接指導の終了後に実施している。 S 株式会社立については、特区内で実施している。 A オンラインでの試験を実施する場合は、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みが構築されている。 A 科目の特性を考慮する場合以外、自由な成果物のみで代替することはしない。 A 試験の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。</p>	
2-5 学校設定教科・科目	<p>学校設定教科・科目の開設、実施にあたっては、年間指導計画を作成し、そのもとに適切に実施する必要がある。 開設する学校設定科目が、学習指導要領上の教科である場合は、学習指導要領で規定されている当該教科の1単位当たりの面接指導及び添削指導の回数を満たしている必要がある。 その内容も、単なる体験活動ではなく当該科目の目標を十分に満たすことのできる内容とする必要がある。 また、学校設定教科の開設に当たっては安易に開設することなく、学習指導要領上の教科で対応できないかを十分に検討したうえで開設すべきであり、開設する場合においても、高等学校教育の目標及びその水準を確保し、最低でも、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。</p>	<p>S 1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。 A 年間指導計画やシラバスに基づく、添削指導・面接指導、試験を実施している。 A 単なる体験活動の実施を単位認定するような運用とはなっていない。 A 学習指導要領に基づき、適切な水準で実施している。</p>	

<p>2-6 総合的学習の 時間</p>	<p>総合的な学習の時間は、高等学校の学習指導として他の教科・科目と同様に重要な活動であることから、連携施設の独自の活動や連携施設において連携施設の職員が行うことのないように、実施校校長の管理のもと、実施校教員が適切に行う必要がある。</p> <p>内容においても、年間指導計画を作成し、そのもとに、学習指導要領の規定を踏まえ、探究的活動を含んだ観察。実験・実習、発表や討論を積極的に取り入れる必要がある。</p> <p>このため、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。</p>	<p>S 1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。</p> <p>A 年間指導計画やシラバスに基づき、添削指導・面接指導、試験を実施している。</p> <p>A 単なる体験活動とはなっていない。</p> <p>A 学習指導要領に基づき、適切な水準で実施している。</p>	
<p>2-7 特別活動</p>	<p>特別活動は、生徒の人格形成を図る上で重要な役割を果たす。従って、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等を充実させることは大切である。</p>	<p>S 特別活動は、卒業までに30単位時間以上実施している。</p> <p>A 生徒会活動、部活動の活性化に取り組んでいる。</p> <p>A 社会の変化に対応し、遅く生きている力を身に着けるための工夫をしている。</p> <p>A 生徒の興味・関心・特技等を伸ばす活動を工夫している。</p>	

3 生徒支援

<p>3-1 学習支援 生活支援</p>	<p>不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒に対する指導や支援を充実させることは高等学校における喫緊の課題である。そのためには、学校として組織的な支援体制を整備する必要がある。また、直接生徒の指導に当たるのは教員である。教員の生徒理解力や指導力の向上を図ることも大切であり、学校は、教員に研修の機会を与え、教員の資質向上に努めなければならない。</p> <p>更に、専門機関と連携して生徒支援に当たること大切である。</p>	<p>A 履修未登録、学習活動困難な生徒への支援体制が整備されている。 * 8 (評価の視点詳細参照)</p> <p>A 不登校、中途退学などを経験する生徒や特別な支援を要する生徒への支援体制が整備されている。 * 9 (評価の視点詳細参照)</p> <p>A いじめ防止の基本方針を策定している。</p> <p>A 特別支援教育コーディネータを指名している。</p> <p>A 特別支援教育に関する校内委員会を設置し生徒の実態を把握と指導に当たっている。</p> <p>A 学習指導・生徒指導など、教員の資質向上のための研修を計画的に実施している。</p> <p>C スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、キャリアカウンセラーを配置している。</p>		
<p>3-2 進路指導</p>	<p>多様な生徒が在学する通信制高等学校において、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援を行うことは極めて重要である。</p> <p>そのためには指導体制を整え、組織的ですがすべての生徒に適切で公平な指導・支援を行う必要がある。</p>	<p>A 進路支援を担当する教職員を配置している。</p> <p>A 校内に、進路指導を担当する委員会・分掌等を設置している。</p> <p>A 登校形態等が多様な学校においても、コースに関わらず、進路指導などの指導は全ての生徒に対して公平な進路指導を実施している。</p>		

4 任意設定

評価項目	評価基準	評価の視点	現 状	今後の取り組み

自己評価報告書の添付資料

※ 「学校の概要」に関する「根拠となる資料」は、別途提出して下さい。

1. 事前に提出する資料

※ 資料の送付に先立って、(1) ①学則を12月20日頃までに、全通研事務局までお送りください。
下記の③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒について、全・面接指導施設の内の2施設を指定します。

(1) 学校の管理運営・教育課程・生徒支援に関する資料

① 学則（全文）

面接指導施設の名称・所在地が未記載の場合は別途添付。

② 組織図

③ 学校要覧

④ 生徒便覧

⑤ 校務分掌表

⑥ 校内規定（規定類集）

⑦ 入試要項（募集要項）

⑧ 入学の手引（授業料や高等学校就学支援金に関するものを含む）

⑨ 生徒募集パンフレット（学校案内）

⑩ 入試日程、試験日程一覧

⑪ 事務処理規定・業務マニュアル

⑫ 年間行事予定（教職員用）

⑬ 教員一覧表（平成28、29、30年度）

（兼務教員を含む。所属サテライト、所有免許状、担当教科がわかるもの）

⑭ 教育課程表（平成28、29、30年度、1年次から3年次まで各年次に配当された教育課程表）

⑮ 平成28、29、30年度の開設科目及び履修した生徒した生徒数一覧（全サテライト施設を含む）

⑯ 各教科・科目の年間指導計画

（国語総合、数学Ⅰ、科学と人間生活、生物基礎、化学基礎、総合的な学習の時間、学校設定教科・科目、特別活動の全回数分）

⑰ 各教科・科目の添削課題（⑯記載の科目の全回数分）

⑱ 各教科・科目の添削指導のサンプル（⑯記載の科目、正答率60～80%程度の提出報告課題に添削がなされたもの。生徒に配付している解説プリントの写し等、各科目2点以上、）

⑲ 各教科・科目の面接指導案（⑯記載の科目）

⑳ 各教科・科目の試験問題（⑯記載の科目）

㉑ 多様なメディアを複数利用して行う学習に関して面接指導を8割減免する場合、対象生徒についての内規等。

㉒ 多様なメディアを利用して行う学習に関する生徒の報告書の様式等、学習成果の確認方法が分かる資料（科目によって確認方法、様式が異なる場合は、⑯記載の科目。）

㉓ 多様なメディアを利用して行う学習に関する報告課題のサンプル（⑯記載の科目。科目毎に生徒が1年間に提出したもの）

- ②4 成績評価基準（⑩記載の科目）
- ②5 平成 30 年度の集中スクーリングの実施日程（在宅生・通信生等と称するコース）
- ②6 平成 30 年度の集中スクーリングの時間割（日時、教室、科目、担当者が分かるもの）
- ②7 使用教科書一覧
- ②8 使用している通信教育用学習図書一覧
- ②9 シラバス（⑩記載の科目）
- ③0 教職員の研修計画
- ③1 学校関係者評価書・第三者評価書（未実施の場合は不要）
- ③2 校舎図面
- ③3 教育目標、指導の重点等の実施計画について学校として文書等を作成している場合は、その文書
- ③4 防災マニュアル

(2) 連携施設関係（自校の設置している施設を含む）

- ③5 連携施設との契約書その他の連携・協力内容を定めた文書
- ③6 連携施設職員との契約書・委嘱状等
- ③7 連携施設における業務マニュアル（実施校が作成するなど、学校教育と関わる部分を含むもの。連携施設独自の活動に係る業務マニュアルは不要）
- ③8 各連携施設 一覧
- ③9 連携施設の所属生徒数一覧
- ④0 連携施設のパンフレット（教育活動、学納金等の説明を含む）
- ④1 連携施設の看板の写真
- ④2 面接指導を行う連携施設の校舎図面

2.訪問時に現地に備えていただく資料

※ ⑤2については、全・面接指導施設のうちの2施設を指定します。

- ④3 免許状の写し、免許状更新手続きの証明書類（兼務職員を含めて全教員分）
- ④4 特別非常勤講師の届出の写し
- ④5 免許外教科担任の許可に関する文書
- ④6 合格通知のサンプル
- ④7 学校教育法施行規則第 28 条に定める表簿（試行なので、本年度は口頭にて有無を確認）
- ④8 試験問題写し（平成 30 年度、全教科・科目）
- ④9 試験担当表（日時、教室、科目、担当者が分かるもの）
- ⑤0 集中スクーリングの出欠簿
- ⑤1 転編入生の前籍校での単位取得状況と実施校での受講登録指導（内規等）
- ⑤2 連携施設の入学通知のサンプル
- ⑤3 業務改善アンケート（教職員アンケート）

平成 30 年度 通信制高等学校第三者評価(試行)

評 価 報 告 書

学校法人 ○ ○ 学園
[○ ○ 高等学校]

平成 31 年 3 月 31 日

通信制高等学校評価研究会

提出された各種資料及び平成 31 年1月 29日に実施した現地調査の結果、貴校通信制課程の評価は次の通りとなりました。

学校概要

--

総合評価

適否	
----	--

観点別評価

1 学校運営

1-1 教職員の配置

適否	
----	--

1-2 連携施設との関係

適否	
----	--

1-3 学校評価

適否	
----	--

1-4 情報公開

適否	
----	--

1-5 生徒募集

適否	
----	--

1-6 施設・設備、安全管理、表簿管理

適否	
----	--

1-7 財務

適否	
----	--

2 教育課程

2-1 教育課程の管理

適否	
----	--

2-2 添削指導

適否	
----	--

2-3 面接指導

適否	
----	--

2-4 試験

適否	
----	--

2-5 学校設定科目

適否	
----	--

2-6 総合的学習の時間

適否	
----	--

2-7 特別活動

適否	
----	--

3 生徒支援

3-1 学習支援、生活支援

適否	
----	--

3-2 進路支援

適否	
----	--

平成 年 月 日

異議申立書

通信制高等学校評価研究会
会長 賀澤恵二 様

学校法人

学園
高等学校
印

校長

平成 年 月 日付け「平成30年度 通信制高等学校評価研究会第三者評価(試行) 評価報告書」による評価結果について、下記の通り異議を申し立てます。

記

1. 申し立て事項

別紙のとおり。(件数 件)

2. 担当者

職

氏名

連絡先

異 議 申 立 事 項

1 異議申し立ての対象とする項目と内容

評価基準（中項目）

内 容

2 異議申し立ての理由

3 添付資料

①

②

③

認 定 証

学校法人 ○ ○
○ ○ 高等学校

貴校の教育活動及び施設・設備等を審査した結果、当会の評価基準
(試行) に適合している事を認定します。

有効期間 始 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

通信制高等学校評価研究会

平成30年 月 日

通信制高等学校評価研究会

会長 賀澤恵二 殿

平成30年度 第三者評価試行・申込書

本校は、貴会が「平成30年度通信制高等学校第三者評価試行実施要領」に基づき実施する模擬第三者評価試行の受審を申し込みます。

学校名	高等学校
-----	------

(フリガナ)
校長名

設置者	(フリガナ)	
代表者	(フリガナ)	
所在地		
電話・FAX	電話	FAX
連絡調整責任者	役職	(フリガナ) 氏名
E-mailアドレス		

平成 30 年度 通信制高等学校第三者評価(試行)

評 価 報 告 書

学校法人 B 学園

[A 高等学校]

平成 31 年 3 月 31 日

通信制高等学校評価研究会

提出された各種資料及び平成31年1月29日に実施した現地調査の結果、貴校通信制課程の評価は次の通りとなりました。

学校概要

※ ※ 高等学校（以下、当該高等学校という）は、平成※年4月に設置認可され、平成※年4月に※※に単位制による通信制高等学校として開校した。設置者は学校法人※※学園である。

設置学科は国際学科、情報科学科、普通科だが、現在は普通科が中心となっており、平成※年5月1日現在、※※人の生徒が在籍し、教職員は※※人である。

教育目標は「一人一人を大切にし、社会の有為な形成者としての資質を補うための教育」であり、指導の重点として①自らを啓発し、目的に向かってやり遂げる。②思いやりがあり、豊かな心を持つ生徒の育成。③正しく判断し、責任をもって行動する生徒の育成。④心身ともに健康で、逞しさをもつ生徒の育成。を挙げている。

入学者の属性として中学校新卒者が多くを占めているということから、全日型通学を主軸とした当該高等学校の特徴が中学生及びその保護者から支持を得ている証左であると判断でき、様々な教育的ニーズを要する生徒への対応についても通学日選択型や在宅型のコースを設置し成果を上げている。

また、教職員に対して、「学習心理支援カウンセラー」の資格を取得させるなど、きめ細かな生徒支援を実現させるための研修体制が整備されている。

さらに、担任を生徒自身が選ぶパーソナルティチャー制度やピアアシスタント制度などの工夫に加え、国際系など6つのコース・専攻を開設して生徒のニーズに合った教育活動を行い、様々な生徒の才能を伸ばす教育活動を展開している。

総合評価

適

学校運営に関しては、教育活動を行うにあたり十分な教職員が配置されており、教員の免許状の管理も適切に行われている。連携施設との関係も、運営要領に基づいて指導体制が整っている。学校評価、情報公開については、自己評価や生徒・保護者への各種アンケートを実施し、ホームページを通して、広く公表している。生徒募集は校長の責任において適確に実施されており、学校施設・設備、表簿等の管理も十分になされている。

教育課程に関しては、法令等に即した内容となっており、添削指導・面接指導・定期試験・特別活動も年間指導計画のもと、独創性のある教育がなされている。

生徒支援についても独自のWEBサイトを作製し、学習支援・生活支援・進路支援も充実している。

今後は、生徒・保護者への各種アンケートを踏まえた改善を進めるとともに、生徒一人一人が自身の夢にチャレンジするための最適な学びの場であるという通信制高校のメリットを生かした生徒の個性をより深化させる教育活動を展開するなど、在宅型コースの生徒を対象とした教育活動を充実させることにより、一層建学の精神を具現化させることができると考える。

観点別評価

1 学校運営

1-1 教職員の配置

適	<p>教員の免許状取得状況及び更新の管理等は適切であり、添削指導、面接指導、試験等、関係法令に則って適切な職員が実施している。</p> <p>また、学習心理支援カウンセラーの資格の取得をはじめとして職員研修にも力を入れている。</p> <p>引き続き、更新時期等に関する免許状の管理を適切に行うとともに、職員研修の充実に向けて取り組んでほしい。</p>
---	--

1-2 連携施設との関係

適	<p>連携合意書、連携措置計画書、認定科目に係る措置計画書、運営要領が整備されており、連携施設及び連携施設で行われている教育活動の管理状況は適切である。</p> <p>特に、本校職員による巡回及び視察を年に2～3回行い、点検実施要項に基づいた点検・指導体制が整備されている点は高く評価できる。</p> <p>また、学納金等についても実施校と連携校の区分けが明確になされている。</p> <p>今後は、連携合意書の文言整理を行うとともに、引き続き巡回指導等において連携施設での教育活動の把握と指導に努めてほしい。</p>
---	---

1-3 学校評価

適	<p>自己評価や生徒・保護者への各種アンケートを実施し、それらを活用した教育活動の改善活動が行われている。</p> <p>特に、学校評価委員会における評価活動や第三者評価の実施は高く評価できる。</p> <p>今後は、実施した自校評価結果や各種アンケートの公開内容を工夫するとともに、学校関係者評価についても広域通信制高校という実態を踏まえた実施方法を検討してほしい。</p> <p>また、連携施設を対象とした学校評価の実施についても検討を進めてほしい。</p>
---	---

1-4 情報公開

適	<p>ホームページを通して、学校の様子や教育環境等について情報を公開している。</p> <p>また、自己評価及び第三者評価も公表されている。</p> <p>今後は、学校評価における各種アンケート等の結果公表も検討し、学校理解が一層図られる取組を進めてほしい。</p>
---	---

1-5 生徒募集

適	<p>入学選抜の可否は実施校の校長の責任において決定している。</p> <p>また、各都道府県の高校入試日程に配慮した独自の日程で自校の入試を行っている。</p> <p>また、転編入生の入学についても、前在籍校の履修単位数や修得単位数、在籍期間を二重に確認するなど適切な業務遂行体制ができています。</p>
---	---

1-6 施設・設備、安全管理、表簿管理

適	<p>校舎面積は、高等学校通信教育規程 第八条の規定以上5,611.17 m²であり、基準を満たしていることが確認できた。</p> <p>特に、連携施設の消防計画が作成されていることは高く評価したい。</p> <p>連携施設によって実験・実習室の整備に差異があり、公共施設を利用するなど対応しているとのことだが、今後は、連携施設によって差異が生じないように実験・実習の工夫や特別教室の整備に努めてほしい。</p>
---	---

1-7 財務

	来年度実施する。
--	----------

2 教育課程

2-1 教育課程の管理

適	<p>教育課程に関する法令に即し、生徒の興味関心・進路希望に応じた教育課程を編成しており、学則も学校教育法施行規則に基づいたものとなっている。単位修得及び修了の認定は、評価基準に基づいた教員の学習評価をもとに校長が行っている。</p> <p>また、教科・科目等の指導においては、生徒の長所を伸ばさせる工夫が施され、適切な年間計画のもと、独自の通信教育用学習図書を活用した教育が実施されている。</p>
---	--

2-2 添削指導

適	<p>学習指導要領に基づいた標準回数が確保されており、年間を通し計画的に実施されている。</p> <p>1回当たりの質と量も適正であり、課題内容も生徒の学習意欲向上を図る工夫が見られ、生徒からの質問にも速やかに回答している。</p> <p>生徒の課題提出状況・面接指導の受講状況・試験結果のデータ管理も適切に行われている。</p> <p>今後とも、添削課題における記述問題の充実を図ってほしい。</p>
---	---

2-3 面接指導

適	<p>面接指導は学習の質も量も適正であり、学則に記載された指導施設で実施され、学習指導要領に基づいた単位時間数が確保されており、1単位時間も50分として計算した時間数となっている。</p> <p>減免に関しては10分の8減免対象者が現時点で在籍しておらず、実時間減免も集中スクーリングも実施していない。</p> <p>面接指導の内容は、基礎的・基本的な学習知識を指導するものとなっており、自宅学習への示唆を与えるものとなっている。</p> <p>担当する教職員の研修も年間を通して多岐にわたり実施されており、充実している。</p> <p>特に、WEBキャンパスにおいて独自の講義ビデオを作製して活用するなど工夫が見られることも高く評価できる。</p> <p>今後は、連携施設での実験・実習室の環境整備に努めてほしい。</p>
---	--

2-4 試験

適	<p>添削指導、面接指導終了後、適正に実施されており、科目の特性を考慮した成果物のみを試験に代替することはしていない。オンラインでの試験も実施していない。</p> <p>単位認定における試験結果の持つ学習評価の割合の高さから、試験問題をマークシートによる多岐選択式にしているが、今後、解答形式の変更も含めて記述式問題を含んだ作問に取り組むことによりさらに良い試験問題としてほしい。</p>
---	--

2-5 学校設定科目

適	<p>評価の対象となっている学校設定教科・科目は開講されていない。</p>
---	---------------------------------------

2-6 総合的学習の時間

適	<p>1単位当たりの添削指導が1回、面接指導が2単位時間と設定されており、これは学習指導要領に記載されている添削指導1回以上、面接指導1単位時間以上という条件が満たされている。</p> <p>年間指導計画、シラバスも作成され、適切に添削指導・面接指導が実施されている。</p> <p>学習内容は、単なる体験活動ではなく、現在の社会で求められる力に焦点を当て、学習指導要領に基づいた、生徒自身のキャリア形成に資するものとなっている。</p>
---	---

2-7 特別活動

適	<p>学習指導要領に従い、複数の活動項目を設け、年間指導計画に基づき各学年10単位時間以上実施され、卒業までに30単位時間以上確保されている。</p> <p>内容にも工夫が見られ、生徒が社会の変化に対応し、逞しく生きていく力を育成し、生徒の人格形成を図っている。</p>
---	---

3 生徒支援

3-1 学習支援、生活支援

適	<p>学習支援においては、学校独自の WEB 学習の充実を図り、生徒からの質問に対応するメールボックスを開設し学習のサポート体制が整えられている点は評価できる。</p> <p>また、履修未登録生については本校より定期的に該当者を確認し、各面接指導会場の担任教員が電話連絡、家庭訪問を行うなど、保護者との連携強化に努めている。</p> <p>生活支援については、生徒個々の多様な課題に対応できるよう、教職員に公益財団法人子ども教育支援財団(平成 13 年 4 月、文部科学省の認可を受けて設立。平成 25 年 4 月、公益財団法人として内閣府より認定される。)が認定する「学習心理支援カウンセラー」の取得を課し、職員研修も年間を通して計画的に実施されており、教科指導・生徒指導及び教育相談の充実を図っている点も評価できる。</p> <p>学習指導では、義務教育範囲の基礎学力の定着と学習に対する苦手意識の払拭や生徒の自信の創出を目的として、独自の教材を用いて基礎学力のチェックを9月と年度末に実施し、生徒の学力向上を図っている。また、基礎学力診断テストを活用し、高等学校範囲の確実な学力の定着にも取り組んでいる。</p> <p>生徒指導では、生徒に主体的な行動を身に付けさせるために、面接指導等への出席率を向上、遅刻の減少に取り組むとともに、除籍者の減少にも対策を講じている。</p> <p>特に、「いじめの根絶」にも生徒指導部を中心に取り組みを深めていることは評価できる。</p>
---	--

3-2 進路支援

適	<p>全国組織の「進路指導部会」を毎月1回開催し、個人別の進路希望や、受験先の一覧表、進路の各種数値表を統一フォームで作成し、適切な進路指導を行っていることは評価できる。登校日数の少ないコースで学習している生徒向けにも WEB で進路情報を配信している。</p> <p>また、4年制大学への進学率向上を目指した各種取り組みを行うとともに、生徒の進路決定率の向上を図るため、卒業生を対象にした「進路満足度調査」を実施していることは高く評価できる。</p>
---	--

資料14 通信制高等学校評価研究会会員名簿

平成30年3月14日

会 員 名 簿

通信制高等学校評価研究会

	役 職	氏 名	所 属
1	運営委員（会長）	賀澤恵二	NHK学園高等学校統括校長
2	運営委員（副会長）	川平悦郎	学芸館高等学校校長
3	運営委員（事務局長）	* 飯島 篤	元・東京都立上野高等学校校長
4	運営委員（会計）	* 川口敏彦	元・青森県立北斗高等学校校長
5	運営委員（監事）	* 竹林宏倫	元・兵庫県立青雲高等学校教頭
6	運営委員（評価項目・基準）	* 時乗洋昭	元・神奈川県立横浜修悠館高等学校校長
7	運営委員（広報）	石原卓典	クラーク記念国際高等学校副校長
8	運営委員（フィードバック）	神田正俊	開志学園高等学校校長
9	運営委員（認定証・マーク）	石浜哲士	NHK出版編集長
10	運営委員（認定証・マーク）	佐々康浩	綾羽高等学校校長
11	会員（評価項目・基準）	高橋辰夫	並木学院高等学校校長
12	会員（評価項目・基準）	吾妻俊治	東海大付属望星高等学校校長代理
13	会員（評価項目・基準）	前田 豊	星槎国際高等学校校長
14	会員（評価項目・基準）	原田啓嗣	日出高等学校部長
15	会員（評価項目・基準）	村上 太	村上学園高等学校校長
16	会員（評価項目・基準）	森 孔明	相生学院高等学校校長
17	会員（評価項目・基準）	鍵谷好徳	北海道芸術高等学校校長
18	会員（評価項目・基準）	林 周剛	八洲学園高等学校校長
19	特別会員	* 平田 裕	NHK学園高等学校副校長
	研究協力者	森田裕介	早稲田大学准教授
	研究協力者	石曾根誠一	(公財)全国高等学校定時制通信制教育振興会常務理事

*印 文部科学省広域通信制高校に関するアドバイザー

平成30年度 文部科学省委託事業

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業

広域通信制高等学校に対する第三者評価の在り方研究

初年度 中間報告書

2019年3月14日

編集・発行 通信制高等学校評価研究会

〒110-0015 東京都台東区東上野4-13-3 服部ビル2階

印刷 株式会社 大熊整美堂

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-14-6

電話 03-3256-1641 ファックス 03-3256-1640